

# 長野県出資等外郭団体点検評価実施要領

## 第1 目的

この要領は、長野県出資等外郭団体の見直しに関し、平成16年度に策定した「改革基本方針」及び「改革実施プラン」に基づく見直しを推進するとともに、外郭団体の自律的、かつ、効率的な団体運営に向けた自主的改善を促進するため、長野県出資等外郭団体の点検評価を行うことについて、その方法、内容等を定めることを目的とする。

## 第2 定義

この要領において「点検評価」とは、長野県出資等外郭団体「改革基本方針」において見直し対象とした54の外郭団体を対象に実施する調査等で次に掲げるものをいう。

- (1) 「改革基本方針」及び「改革実施プラン」に基づく見直しの進捗状況の把握のために行う調査等（第3及び第4において「進捗管理」という。）
- (2) 県の財政的関与度が特に高い外郭団体を抽出して実施する団体の経営全般（組織、事業、財務ほか）に関する実地調査（第3及び第4において「実地調査」という。）

## 第3 点検評価の内容

「進捗管理」及び「実地調査」の調査項目は次に掲げるとおりとする。

### (1) 進捗管理

- ア 改革の現状（見直しの実施状況、県関与の状況）の把握
- イ 改革の成果（県の支出及び職員派遣の削減状況）の把握
- ウ 方針、プランの見直しの必要性（スケジュール、実施項目）
- エ 方針等の見直しに当たり解決が必要な課題への対応策
- オ 方針等の見直しにより期待される効果等
- カ 改革に関する今後の見通し
- キ 指定管理者制度の導入等により必要となる見直しの検討状況
- ク その他団体の特性に応じ、必要と認められる事項

### (2) 実地調査

- ア 団体の概況の把握（団体の事業、組織、財務に関する基礎情報の収集・検証）
- イ 事業・運営体制の見直しの検討（事業計画、組織体制）
- ウ コスト削減のための見直しの検討（人件費、県からの補助金等）
- エ 団体事業に関連する法令、制度の検証
- オ 偶発債務等事業遂行上のリスクの検証
- カ その他団体の特性に応じ、必要と認められる事項

## **第4 点検評価の方法**

### **(1) 進捗管理**

各外郭団体の所管部局に対し、別に定める様式により調査事項を照会し、その回答内容について行政システム改革チームその他関係するチーム等によるヒアリングを行った上で結果を集計する。

### **(2) 実地調査**

行政システム改革チーム及び関係するチーム等のメンバーを加えた調査チームを編成し、団体の基礎情報の収集などの準備行為、団体の実地での調査、結果のとりまとめを行う。

## **第5 点検評価の結果公表**

点検評価の結果については、県ホームページ、報道への資料提供等の方法により公表するものとする。

## **第6 点検評価結果の反映**

点検評価の結果については、予算編成を通じ県の施策や事業への反映を図るほか、当該結果に基づき外郭団体に対し今後の団体のあり方又は団体運営の改善について適切な助言、提案等を行うものとする。

### **附則**

この要領は、平成17年12月27日から施行するものとする。